

令和 **8** 年度

葛飾区 中小企業 融資あっせん制度の ご案内



ご相談・お問い合わせ

葛飾区 産業観光部
産業経済課 経営支援係

〒125-0062

葛飾区青戸7-2-1

テクノプラザかつしか内

🔍 葛飾区 融資あっせん | 検索



TEL 03-3838-5556

FAX 03-3838-5551

葛飾区



葛飾区中小企業融資あっせん制度とは

区内中小企業者の皆様が事業資金を低利でご利用いただけるよう、取扱金融機関に融資をあっせんする制度です。
この制度を利用した事業者は

区から信用保証料と利子の補助を受けることができます。



◆中小企業者とは 以下の資本金または従業員数を満たす事業者（中小企業信用保険法による）

	製造業等 （※2）	卸売業	小売業・ 飲食業	サービス業	医療法人等	小規模企業融資の要件 （小口零細企業保証制度） NPO法人を除く ①中小企業信用保険法に定める 小規模企業者であること （従業員数は左記を参照） ②申し込む融資含め信用保証協会 保証付融資の合計残高が2,000 万円以下であること
資本金	3億円 以下	1億円 以下	5,000 万円以下	5,000 万円以下	条件なし	
従業員数 （※1）	300人 以下	100人 以下	50人 以下	100人 以下	300人 以下	
小規模 企業者	20人 以下	5人以下（※3）			20人 以下	

（※1）従業員数は常時使用するもの。家族従業員（個人の場合）、役員は含みません。（※2）製造業等には建設業、運送業、不動産業を含みます。
（※3）小規模企業者の定義上、ソフトウェア業・情報処理サービス業、旅行業、宿泊業、娯楽業、旅館業は20人以下。
（注）NPO法人の場合、従業員数が該当していればご利用いただけます。

注意点① | 信用保証料の返還事由

最終償還日より前に繰上完済した場合、東京信用保証協会から保証料の一部が返金されます。

返金された保証料は、区の補助した割合に応じて区へ返還していただきます。
（区の一般融資や特別融資の借換を利用して繰上完済した場合は、返還不要です）

注意点② | 利子補給の停止・廃止事由

以下の場合、利子補給を停止します。（該当日翌日以降は支給しません）

- 1

事業を廃止した場合
- 2

条件変更（返済金、返済期間延長等の変更）
- 3

繰上完済した場合
- 4

住所要件を欠いた場合（P. 2参照）
- 5

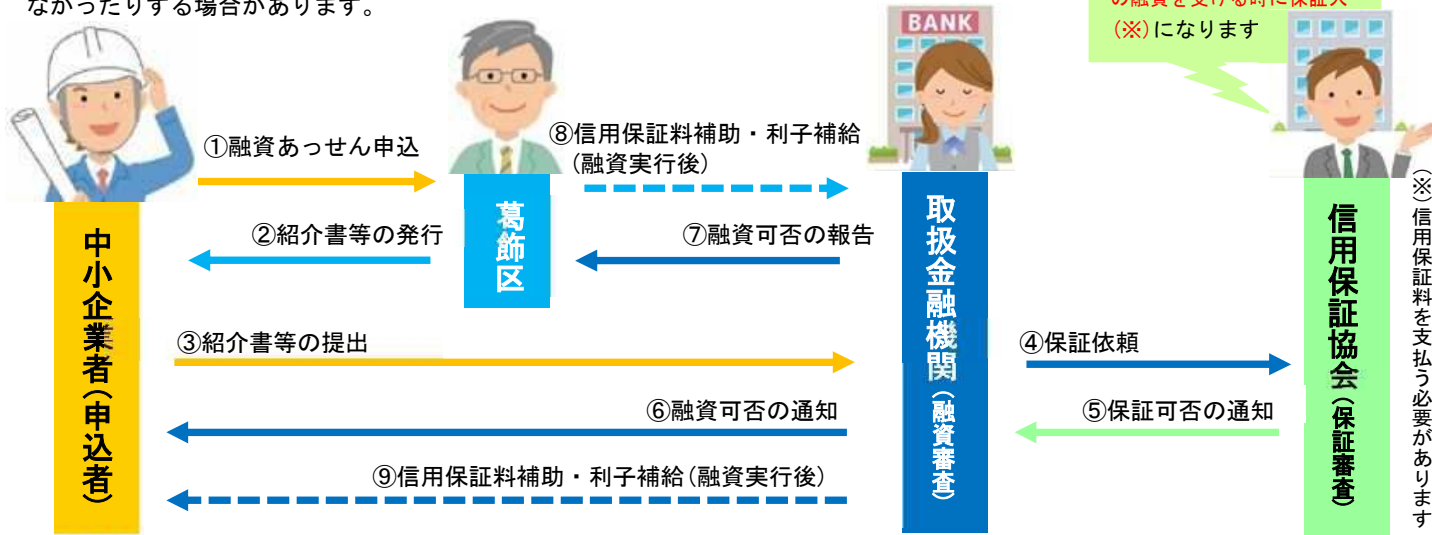
完了届が未提出の場合
- 6

延滞している場合や代位弁済になった場合
- 7

その他区が不適当と認めた場合（返戻信用保証料が未払いの場合など）

葛飾区中小企業融資あっせんの流れ

☆金融機関及び信用保証協会の審査により融資が減額されたり実行されなかったりする場合があります。



ご利用いただける方

原則として、次の要件を**全て**満たしている方。また、各融資の要件を満たすことも必要です。

要件① 住所 区内に住所と主たる事業所があり、**同一場所で同一事業を1年以上継続して営んでいる方**(区内移転および起業家・創業支援融資を除く。)

	住所(本店登記)	主たる事業所
一般融資	区内	都内
	区外でも可	区内
特別融資	区内(※1)	区内(※2)

※1 起業家支援融資、創業支援融資を利用する個人の場合、**起業場所(主たる事業所)が区内**であれば住所は区外でも可。

※2 事業承継支援融資は、**区内の事業所を承継**すれば申込者の住所は問いません。

主たる事業所とは

営業活動の本拠地として、本店機能を持った店舗・事務所・事業所で、その場所で販売・受発注・経理事務を常時行っていること。(※3)

バーチャルオフィス(※4)は、主たる事業所として認めません。

※3 必要に応じて事業所の営業実態を確認します。

※4 バーチャルオフィスとは、常時利用可能な執務スペースやデスクがなく、「登記のみ」・「郵便受取りのみ」等で契約している事業実態の確認できないオフィスのことです。

主たる事業所が都内(葛飾区外)で本店登記が区内であっても、本店登記地がバーチャルオフィスの場合、本制度はご利用いただけません。

要件② 業種 信用保証協会の**保証対象業種を営んでいる方**

要件③ 納税 特別区民税・都民税(法人は法人都民税)を完納している方(非課税含む)。

要件④ その他

● 区の制度融資を繰上完済し、**返戻信用保証料を区へ完納**している方

● ご利用になれる用途

運転資金	原材料や商品の仕入・外注費・人件費などの短期的・流動的な資金
設備資金	建物修繕・機械設備導入などの長期的・固定的な資金

● ご利用になれない用途

生活資金、住宅資金、投機資金、納税用資金、資本金、転売目的の土地購入資金、支払い済の費用、既存の借入金返済資金(旧債償還資金) ※事業承継支援融資のみ一部例外あり



葛飾区中小企業融資あっせん制度一覧

融資形式 証書貸付

返済方法 元金均等払い ※ただし融資期間6か月以内の場合は一括返済可能

①～③ 一般融資 予約不要 産業経済課の窓口へ直接お申込みください。

④～⑤ 特別融資 必ず予約 申込要件の確認及び利用者認定のため原則 面談(代理不可)を行います。(⑬を除く)

全ての融資に
共通の
注意事項

- 限度額の範囲で複数口申し込める融資は、元金償還を開始していなければ次の口を申し込むことはできません。
- 設備の設置場所(車両購入の場合は常時駐車する場所):特別融資は区内、一般融資は都内です。
- 特別融資の場合、設備の設置及び支払完了後、1か月以内に区へ完了届を提出してください。
- 営業車両の購入限度額については、下記「車両購入の規定」を参照してください。
- 融資実行利率が区負担利率と同率未満の場合は、区負担利率は融資利率と同率とします。

㊦＝小規模企業融資

No.	融資名	小規模	要 件	最大 口数	限度額	資金 使 途	最大返済期間		利率(年利:%)			信用保証料 補 助 額
								据置	本人負担	区負担	上限金利	
①	一 般	○	(1) P.2「ご利用いただける方」の要件を全て満たしていること。 (2) この融資と同時または元金償還を開始するまでの間は、融資①・③を申し込むことはできない。	3口	3, 000万円 (㊦2, 000万円)	運転 設備 併用	6年(72か月) 8年(96か月) 6年(72か月)	6 か月 以内	1. 3 以内	0. 3	1. 6 以内	30万円まで (㊦都と併用あり)
②	健康経営等 応 援	○	(1) 融資①の要件を満たしていること。 (2) 次のいずれかに該当すること。 (a) 葛飾区SDGs宣言を行っており、2 か年の間に葛飾区 SDGs宣言達成 状況報告書を提出していること。かつ葛飾区健康経営優良事業者の認 証を受け、認証期間内であること。 (b) 葛飾区ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定(◎)を受け、認定期間内であること。 ◎葛飾区ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定制度の問い合わせ先 人権推進課 電話:03-5698-2211(直通)	2口 (a)・(b) 各 1 口 まで	1, 000万円	運転 設備 併用	6年(72か月) 8年(96か月) 6年(72か月)		0. 7 以内	0. 9		
③	借 換 ★	○ (※1)	(1) 融資①の要件を満たしていること。 (2) 元金償還を開始した葛飾区中小企業融資の繰上完済を条件に借り換えること。 (3) この融資と同時または元金償還を開始するまでの間は、融資①・③を申し込むことはできない。	3口	3, 000万円 (㊦2, 000万円)	運転 設備 併用	8年(96 か月)			1. 3 以内		0. 3
④	収益構造 改善資金	○	(1) 次のいずれかに該当すること。 (a) 最近(※2)3か月ないし6か月または12か月の合計売上高が、前年同期と比べて5%以上減少して いること。 (b) 最近3か月の平均売上総利益率または平均営業利益率が、前年同期と比べて5%以上減少して いること。 ただし、最近3か月の各利益率の算出が困難な場合は、直近期とその前期の決算書における 各利益率に置き換えることができる。 ※2 最近とは、原則として前月分を指します。ただし、認定日が 15 日までであれば、前々月分までを 認めます。 (2) この融資と同時または元金償還を開始するまでの間は、融資④・⑤を申し込むことはできない。	3口	3, 000万円 (㊦2, 000万円)	運転 設備 併用	6年(72か月)	6か月 以内	0. 5 以内	1. 1	1. 6 以内	30万円まで (㊦全額補助 都と併用あり)
⑤	収益構造改善 資金借換 ★	○ (※1)	(1) 融資④の(1)の要件を満たしていること。 (2) 元金償還を開始した融資④・⑥・⑦、緊急資金(令和3年度終了)及び令和2～4年度コロナ関連 融資(借換を除く)、令和4～5年度物価・原油価格高騰等対策緊急融資(借換を除く)、不況対策資 金融資(令和7年修了)の繰上完済を条件に借り換えること。 (3) この融資と同時または元金償還を開始するまでの間は、融資④・⑤を申し込むことはできない。	3口	3, 000万円 (㊦2, 000万円)		8年(96か月)					



借換上
の規定

- ・借り換えた融資を再度借換することはできません。(ただし、事業承継特別保証借換融資を除く)
- ・申込金融機関は、借換元の融資残高がある同一金融機関に限ります。
- ・借換融資の信用保証料は、追加借入相当分に対して補助します。
- ・借換する債務は運転資金とみなされるため、当初、設備資金だったものは運転資金になります。
- ・※1 責任共有制度 100%の返済残高を繰上完済する場合に限ります。(小規模企業融資など)

車両購入の規定



分類番号(ナンバー)等	融資限度額	
	右記以外	環境省エネ融資
3・5・7	400万円/台	500万円
タクシー用車両	600万円/台	
上記以外	条件なし	条件なし

(注1) 事業用にそぐわないレジャー性の高い車種はお申し込みできません。
(注2) タクシーであっても身体障害者用の特別仕様車は、各融資の限度額の範囲内でお申し込みできます。

No.	融資名	小規模	要 件	最大口数	限度額	資金 使 途	最大返済期間		利率(年利:%)			信用保証料 補 助 額
								据置	本人負担	区負担	固定金利	
⑥	起 業 家 支 援	—	(1) 区内に主たる事業所を置くこと(法人の場合は本店登記と主たる事業所の両方を区内に置くこと)。 (2) 既に起業している場合は、起業後2年以内であること。(起業後2年以内に区内に移転してきた場合を含む。) (3) 融資実行後、中小企業診断士による経営状況の確認を受けること。 (4) この融資と同時または既に申し込んだ融資⑥・⑦の元金償還が開始するまでは、融資⑥・⑦を申し込むことはできない。 (5) 融資⑦を受けた場合は、この融資の利用は1口まで	2口	2,000万円	運 転	6年(72か月)	12か月以内	0.3以内	1.3		30万円まで (都と併用あり)
⑦	創業支援	—	(1) 融資⑥の要件(1)～(3)全てを満たしていること。 (2) 区の創業塾(特定創業支援等事業による支援)(※1)を受けたことの証明を有していること。 (3) この融資と同時または既にあつせんを受けたこの融資の元金償還が開始するまでは、融資⑥を申し込むことはできない。	1口	2,000万円	設備 併用	8年(96か月)					30万円まで (都と併用あり) 〔金融機関負担 上記超過分〕
⑧	安全安心 対策資金	○	次のいずれかに該当すること。 (1) 防犯・防災や職場での事故対応を想定した安全対策を実施するもの及び安全対策に必要な設備を導入するもの。 (2) 経済産業大臣から認定を受けた「事業継続力強化計画」(※2)において、防災・減災設備を導入するもの (3) 融資実行後、中小企業診断士による経営状況の確認を受けること。	1口	1,500万円	運 転 設備 併用	6年(72か月)	12か月以内	0.3以内	1.3	1.6 以内	30万円まで (⑩全額補助 都と併用あり)
⑨	生産性向上 ・事業拡大	○	(1) 次のいずれかに該当し、業績の改善・拡大が見込めること。 (a) 先端設備等導入計画(※3)の認定を受けた設備の導入資金 (b) 事業の拡大に要する資金 (c) 事業転換・多角化に要する資金 (d) 店舗・工場の内外装工事、及びその工事に伴う付帯設備工事等の費用、または店舗に付随する駐車場・駐輪場の整備工事 (2) 融資実行後、中小企業診断士による経営状況の確認を受けること。	3口	8,000万円 (⑩2,000万円)		10年 (120か月)	12か月以内	0.1以内	1.5		50万円まで (⑩全額補助)
⑩	新製品・ 新技術 開発支援	○	(1) 研究開発等を行う場所は区内であること。 (2) 研究開発等が終了してから2年以上経過した場合や研究開発等の主要な部分が自社開発でない場合は申し込むことができない。 (3) 次のいずれかに該当すること。 (a) 2年以内に葛飾区新製品・新技術開発補助金等の交付決定を受けた事業を実施するのに必要な資金 (b) 従前にはない独創性があり、付加価値の高い製品や技術の研究開発・商品化に要する資金 (c) 機械、器具等の省力化、高性能化または自動化のための技術の研究開発に要する資金 (4) 融資実行後、中小企業診断士による経営状況の確認を受けること。	2口	8,000万円 (⑩2,000万円)		10年 (120か月)	24か月以内	0.2以内	1.4		

※1 創業塾(特定創業支援等事業)とは

区では、産業競争力強化法に基づき、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を全て学べる「葛飾区特定創業支援等事業(創業塾)」を実施し、創業塾を全て受講した方に証明を交付しています。

この証明を活用することにより、創業支援融資のあつせん等、創業に関するさまざまな優遇措置を受けることができます。

最新の開催情報等の詳細は、区ホームページでご確認ください。

葛飾区 創業支援



葛飾区 HP

※2 事業継続力強化計画とは

中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加点等の措置を受けることができます。

事業継続力



中小企業庁 HP

※3 先端設備等導入計画とは

区では、中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」を認定しています。申請により区が交付する認定書を活用し、生産性向上・事業拡大融資のあつせんや固定資産税に係る課税標準額の軽減等、さまざまな優遇措置を受けることができます。

最新情報等の詳細は、区ホームページでご確認ください。

葛飾区 先端設備等導入計画



葛飾区 HP



No.	融資名	小規模	要 件	最大 口数	限度額	資金 使 途	最大返済期間		利率(年利: %)			信用保証料 補 助 額
								据置	本人負担	区負担	固定金利	
⑪	事業承継 支 援	○	(1) 次のいずれかに該当すること。 (a) 事業承継を10年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。 (b) 事業を承継した日から5年未満で、事業計画を策定し承継後の経営の安定化等に取り組むこと。 (c) 経営承継円滑化法に係る東京都知事の認定(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項に係る認定)を受けていること(※1)。(事業を営んでいない個人を含む。) (2) 事業を承継する側の住所(法人は本店登記)は区内でなくてもよい。 (3) この融資と同時または元金償還を開始するまでの間は、融資⑪・⑫を申し込むことはできない。 (4) 融資実行後、中小企業診断士による計画に基づく経営状況の診断を受けること。	3口	3, 000万円 (⑩2, 000万円)	運 転 設 備 併 用	10年 (120か月)	12か月 以内	0. 3 以内	1. 3		30万円まで (⑩全額補助)
⑫	事業承継 特別保証借換 ★	一	(1) 融資⑪の要件(1)～(4)全てを満たしていること。 (2) 経営者保証を不要とする「事業承継特別保証制度」(※2)の保証対象であること。 (3) 元金償還を開始した融資④～⑪、⑬～⑮の繰上完済を条件に借り換えること。 (4) この融資と同時または元金償還を開始するまでの間は、融資⑪・⑫を申し込むことはできない。	3口	3, 000万円			なし				追加借入相当分 30万円まで
⑬	公害防止 設備資金 〈面談不要〉	○	(1) 区内の事業所において、公害防止設備の設置、小型焼却炉の撤去工事及びアスベストの除去工事を行うもの。 (2) 東京都環境確保条例に基づき認可を受けた工場または指定作業場であること。 (3) 対象資金は次のものとする。 (a) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等を防止するための設備購入費及び設置工事費 (b) 小型焼却炉の撤去費 (c) アスベストの除去工事費 (4) 事前に環境課へ相談・申請し、公害防止設備事前確認書が発行されていること。	1口	1, 500万円	設 備	8年(96か月)	6か月 以内	なし	融資利率	1. 6 以内	全額補助 (⑩都と併用あり)
⑭	環 境 ・ 省エネルギー 対策資金	○	(1) 区内の事業所において、省エネルギーによる経費削減、並びに環境負荷の低減を図るため、事業用設備の導入・買い替えを行うもの。 (2) 対象資金は次のものとする。 (a) 低公害車及び燃料供給設備の導入資金(低公害車は買替による新車導入に限る。) ア. 東京都が指定する低公害車の購入費 イ. 上記アの低公害車用として区内に設置する燃料供給設備(電気、天然ガス、メタノール及び水素ガスに限る) の購入費及び設置工事費 (b) 再生可能エネルギー利用設備の導入資金(自ら使用する区内事業所への設置に限る) (c) 省エネルギー設備の導入資金(買替えによる新品の導入に限る。) 既存の設備(旧モデル)を新型設備(新モデル※3)に買い替えるための設備購入費及び設置工事費	1口	3, 000万円 (⑩2, 000万円)				0. 5 以内	1. 1		30万円まで (⑩全額補助 都と併用あり)
⑮	商 店 街 活性化資金	一	(1) 区内において行う商店街振興事業に必要とする資金であること。 (2) 商店街振興組合及び、会則・役員名簿・過去2年分の決算書を備え付けている任意の商店街または商店会を対象とする。	1口	3, 000万円 8, 000万円				運 転 設 備 併 用	8年(96か月) 10年 (120か月)		0. 3 以内

※1 経営承継円滑化法に係る東京都知事の認定とは

事業承継を円滑化するための総合的支援策として、中小企業の後継者が先代経営者等からの贈与、相続等により取得した非上場株式等に係る贈与税・相続税の一部または全部の納税が猶予される事業承継税制や、経営者の死亡等に伴い要する資金調達への支援があります。これらの支援を利用する場合は、東京都知事の認定を受ける必要があります。詳細については東京都産業労働局にご確認ください。



東京都 HP

都 事業承継認定

※2 事業承継特別保証制度とは

事業承継時に経営者保証がある既存の融資を経営者保証がない融資に借り換えできる制度です。区の「事業承継特別保証借換融資」は、この制度に対応した、国の全国統一制度の対象です。ご利用にあたっては、事前に取扱金融機関にご相談ください。
https://www.cgc-tokyo.or.jp/institution/guideline_2024/index.html



東京信用保証
協会 HP

※3 新モデルとは

旧モデルと比較してエネルギー使用量が5%以上低減することを確認できる機種で申込日から概ね5年以内に販売開始されたものをいいます。

低利
無保証

経営改善資金(マル経)融資利子助成制度

日本政策金融公庫の小規模事業者**経営改善資金(マル経)融資**を受けた小規模事業者の方に、融資を受けた月から**36か月間**、支払った利子の**50%を区が補助**します。
＜申請方法＞ 東京商工会議所葛飾支部の窓口(テクノプラザかつしか3階)で受付します。

葛飾区 マル経融資



葛飾区 HP

あっせんに必要な書類等

注意点 | 提出書類は原則原本で発行日から **3 か月以内**のものをご用意ください。

個人事業主	法 人
☐ 中小企業融資申込書（個人用）	☐ 中小企業融資申込書（法人用）
☐ 確定申告書一式（直近 1 期分）	☐ 法人税申告書一式（直近 1 期分）
☐ 令和 7 年度 特別区民税・都民税納税（非課税）証明書 1 通	☐ 法人都民税納税証明書 1 通
☐ 申込者の実印・印鑑証明書 1 通	☐ 法人の実印・印鑑証明書 1 通
	☐ 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） 1 通
該当する方のみ	
☒ 営業や工事に許可が必要な場合 ☐ 許認可証の写し	
☒ 設備資金の場合 ☐ 見積書（見積有効期限内、宛名の記載があるもの）または契約書	
☒ 借換融資の場合 ☐ 信用保証書の写しまたは保証決定のおしらせ（保証協会の保証番号の記載があるもの） ☐ 融資残高の確認ができるもの（残高証明、返済一覧表など）	
☒ N P O 法人の場合 ☐ 東京都の受付印のある前事業年度の事業報告書	



区指定の書式は区 H P からダウンロードできます。



区融資 H P

②・④～⑮の融資は、次の書類も必要です。

融資名	必要書類
②健康経営等応援	(a) ☐ 葛飾区SDGs宣言証 ☐ 健康経営優良事業者認証審査結果通知書 (b) ☐ ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定通知書 (a)・(b)のいずれか
全ての特別融資	☐ 認定（申請）書
④ 収益構造改善資金（借換含む） ⑤	☐ 売上台帳または試算表・決算書2期分（同一様式で比較※） ※申告書（決算書）の月別売上は使用できません
⑥起業家支援	☐ 起業計画書 ☐ 開業届（個人で起業済みの場合）
⑦創業支援	☐ 区の創業塾を受けたことの証明書
⑧安全安心対策資金	☐ 耐震診断結果の書類等
⑨生産性向上・事業拡大	【先端設備等導入】 ☐ 先端設備等導入計画認定書の写し 【事業拡大、事業転換・多角化】 ☐ 事業計画書 【店舗等改善】 ☐ 施工前後の図面
⑩新製品・新技術開発支援	☐ 新製品・新技術開発計画書 ☐ 新製品・新技術開発補助金交付決定通知書等
⑪ 事業承継支援	【承継前】 ☐ 事業承継計画書 【承継後】 ☐ 事業計画書 【都知事認定】 ☐ 経営承継円滑化法の都知事認定書の写し（特例承継計画）
⑫事業承継特別保証借換	☐ 財務要件等確認書の写し（取扱金融機関から受領したもの） ※ご利用にあたっては、取扱金融機関に事前相談のうえ、事業承継特別保証制度の要件を満たしているか確認を受けてください。
⑬公害防止設備資金	☐ 公害防止設備事前確認書
⑭環境・省エネルギー対策資金	【省エネルギー新モデル設備に買替えの場合】 ☐ 旧モデルと比較し 5%以上エネルギー使用量が低減することが確認できる資料（エネルギー使用量比較表、カタログ等）
⑮商店街活性化資金	（任意の商店街または商店会の場合） ☐ 会則 ☐ 役員名簿 ☐ 直近 2 年分の決算書

各種証明書の請求場所

個人	特別区民税・都民税納税証明書	税務課(区役所3階)☆、 区民事務所、区民サービスコーナー	☎ 03-5654-8550
	印鑑証明書	戸籍住民課(区役所2階)、 区民事務所、区民サービスコーナー	☎ 03-5654-8191
法人	法人都民税納税証明書	都税事務所 徴収課(区役所2階)	☎ 03-3697-8864
	登記簿謄本、印鑑証明書	東京法務局 城北出張所	☎ 03-3604-1066

※区外の方は、住民登録地のある区市町村にご確認ください。
☆事業所課税分の納税証明書発行は税務課のみです。

関係機関一覧

窓口	住所	電話番号	主な相談内容
東京都産業労働局 金融部金融課	新宿区西新宿2-8-1	03-5320-4877	東京都制度融資
日本政策金融公庫 千住支店	足立区千住仲町41-1 大樹生命北千住ビル	0570-031-482 ナビダイヤル	事業資金融資
東京信用保証協会 千住支店	足立区千住仲町40-10 住友生命北千住ビル	03-3888-7231	信用保証付融資
東京都中小企業振興公社 城東支社	葛飾区青戸7-2-5 東京都城東地域中小企業振興センター	03-5680-4631	経営相談全般
東京商工会議所 葛飾支部	葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか3階	03-3838-5656	経営相談・マル経融資
葛飾税務署	葛飾区立石8-31-6	03-3691-0941	確定申告・開廃業届等
向島労働基準監督署	墨田区東向島4-33-13	03-5630-1033	労災保険・就業規則等
ハローワーク墨田	墨田区江東橋2-19-12	03-5669-8609	求人・雇用保険等

事業者向け各種相談

いずれもご予約制です。 各種相談の詳細については区ホームページでご確認ください。

	経営相談 創業相談		事業承継 相談		受発注 相談		
税務相談		IT相談		労務相談		法律相談	

葛飾区中小企業融資 取扱金融機関

＜令和8年7月21日現在＞

金 融 機 関	所 在 地	電話番号
みずほ銀行	葛飾支店	立石1－3－12
	亀有支店	亀有5－33－9
	(金町支店の取扱は、亀有支店内で行います。)	
	高砂支店	高砂5－43－3
	平井支店	江戸川区平井3-30-4
	小岩支店	江戸川区南小岩7-13-6
	綾瀬支店	足立区綾瀬1－39－7
三菱UFJ銀行	新小岩支店	江戸川区西小岩1－23－14
	亀有駅前支店	亀有3－23－1
	亀有支店	亀有3－23－1
	葛飾支店	江戸川区西小岩1－23－14
	小岩支店	江戸川区西小岩1－23－14
三井住友銀行	葛飾支店	ご相談は錦糸町法人エリアにて承ります 墨田区江東橋4-19-4-4F
	新小岩支店	
りそな銀行	青戸支店	青戸3－32－16
	金町支店	金町2－29－10
	堀切支店	青戸3－32－16
	小岩支店	江戸川区南小岩6－31－10
千葉銀行	千住支店	足立区千住2－55
	金町支店	金町6－2－1
きらぼし銀行	小岩支店	新小岩1－53－10
	立石支店	ご相談は城東支社にて承ります 墨田区錦糸3-2-1 アルカイースト8階
	亀有支店	
	北綾瀬支店	
東日本銀行	新小岩支店	
	新小岩支店	西新小岩4－42－17
朝日信用金庫	堀切支店	堀切1－40－14
	金町支店	東金町3－30－13
	新小岩支店	江戸川区松島3－43－15
興産信用金庫	金町支店	金町6－2－1
	立石支店	立石1－7－30
東京シティ信用金庫	堀切支店	堀切6－28－13
	新小岩支店	東新小岩5－16－13
	東四つ木支店	東四つ木4－8－16
	新柴又支店	鎌倉3－28－24
	京成小岩支店	江戸川区北小岩6－6－9
	亀有支店	足立区東和2－2－5
●東京東信用金庫	葛飾支店	四つ木2－6－7
	金町支店	東金町1－20－12
	高砂支店	高砂3－12－1
	お花茶屋支店	白鳥1－2－7
	新小岩支店	江戸川区本一色1－13－7
	西小岩支店	江戸川区西小岩1－21－11
●東京栄信用金庫	綾瀬支店	足立区綾瀬4－7－12
	本店	新小岩1－52－8
	立石支店	立石1－17－12
	奥戸支店	奥戸4－14－12
	本一色支店	江戸川区本一色3－24－16

金 融 機 関	所 在 地	電話番号
●亀有信用金庫 (取扱は、住所・事業所の最寄りの支店です。)	本店	亀有3－13－1
	堀切支店	堀切4－9－3
	青戸支店	立石8－18－19
	柴又支店	柴又1－37－10
	水元支店	東水元2－10－7
	飯塚支店	西水元1－26－13
	細田支店	細田5－21－1
	亀有駅北口支店	亀有5－29－5
	新小岩支店	東新小岩1－18－20
	佐野支店	足立区佐野1－25－2
小松川信用金庫	綾瀬支店	足立区東綾瀬1－21－17
	奥戸支店	奥戸2－41－17
	東四つ木支店	東四つ木4－25－12
足立成和信用金庫	菅原橋支店	江戸川区松本1－25－16
	亀有駅前支店	足立区中川4－26－1
	旭町支店	足立区千住旭町35－19
	佐野支店	足立区佐野2－21－10
城北信用金庫	六木支店	足立区六木3－19－1
	綾瀬支店	足立区綾瀬3－9－20
	青戸支店	青戸5－1－4
	堀切支店	足立区綾瀬2－3－14
	葛飾支店	東新小岩7－7－1
	白鳥支店	お花茶屋1－17－8
東信用組合	高砂支店	高砂5－38－9
	綾瀬南支店	足立区綾瀬2－3－14
江東信用組合	綾瀬北支店	足立区綾瀬5－21－9
	葛飾支店	お花茶屋1－28－8
●青和信用組合	綾瀬支店	足立区綾瀬3－16－4
	本店	高砂3－12－2
	新小岩支店	西新小岩5－31－8
	細田支店	細田4－23－19
	柴又支店	柴又1－14－6
	奥戸支店	奥戸2－37－10
	新柴又駅前支店	柴又5－1－6
中ノ郷信用組合	京成小岩支店	江戸川区北小岩6－12－6
	葛飾支店	立石5－10－7
	堀切支店	堀切6－10－18
	立石支店	立石2－4－2
大東京信用組合	新小岩支店	東新小岩8－30－8
	新小岩支店	東新小岩5－2－6
第一勧業信用組合	青戸支店	青戸3－40－3
	亀有支店	亀有3－20－8
	水元支店	水元3－22－26
	葛飾支店	白鳥4－11－15
東京スマイル農業協同組合(個人事業主のみ)	柴又支店	柴又6－6－2
	水元支店	南水元4－11－13
	奥戸支店	奥戸2－40－1

●:創業支援融資の取扱金融機関

この印刷物は印刷用の紙にリサイクルできます。